本文のねらい・要点

る上で有効である。

絶滅の危険要因に基づき

生物共生ネットワーク全体の保全戦略を立て

絶滅危惧植物の現状解明と保護は、

地

域

北海道における 絶滅危惧植物保護のための課題

たかはし・ひでき 1981年東北大学大学院修了 (理学博士) 北海道大学農学部附属植物園 助手・助教授を経て 1999年より北海道大学総合博 物館資料基礎研究系教授

高 橋 英 樹

ることを指摘した。

保護のための関係行政機関の連携が必要であ物」の改定が必要であること、絶滅危惧植物

要である。法律や条例における指定「高山植場合によっては分布情報の積極的な公開も必実態にあった保護対策を立てるべきであり、

出され での問題点や課題を指摘する。 を含む絶滅危惧植物の具体的な保護策を立てる上 本稿ではこの延長線上で、 の要因の現状分析をおこない(髙橋・山崎一九九 物八三種について、なぜ情報不足となっているか のリスト中で情報不足種とされている北海道の植 既に紹介した(高橋一九九八)。その後、 における絶滅危惧植物の二、三の現状については 面の基準となっている。 終的なレッドデータブックが出版されるまでの当 九九七年に環境庁から植物版レッド 現状調査事体が遅れている事も指摘した。 (環境庁自然保護局一九九七)、これが最 この作成の経緯や北海道 いわゆる「高山植物」 リストが 特にこ

現状調査と分布情報の公開

物(競争関係にある他の植物種、病害虫や採食動標植物をひとつの結び目としてそれを取り巻く生ものの繁殖成功や個体群の遺伝的構造に加え、指調査がなによりも大切である。絶滅危惧植物その絶滅危惧植物を指標種とした地域生態系の現状

物、訪花昆虫など)との具体的な関係(=生物間を発達運動とともに理性的な運動も並行して進めて保護運動とともに理性的な運動も並行して進める必要がある。

惧の判定をしうるだけの情報がない、いわゆる どの種についてモニタリングは不十分である。 は年々変わっていく。 分布が明らかになり、分布地点や個体数のデータ 絶滅危惧植物であっても、調査の進展とともに新 なる。さらになんらかのランク付けがされている (モニタリング) がおこなわれているが、 については個体数やサイズ構成などの継続調査 去の記録のトレース、そして現在の生育状況(分 いては分類学的な検討から始まり、標本による過 「情報不足種」がかなりある。このような種 絶滅危惧植物の現状調査だけに焦点をしぼって 例えばヒダカソウ、レブンアツモリソウなど 北海道には多くの課題が残っている。 株数、サイズ構成など)の調査が必要に 現在、各地域での象徴的な ほとん

もありうる。

「これまではこのような分布情報については非公とれまではこのような分布情報につなががらである。しかし、ある場合には分布情報を公開を原則としていた。盗掘を助長する、との考え関を原則としていた。盗掘を助長する、との考え

必要がある。これにより開発計画を抑止する効果のような例では分布情報を公開し注意を喚起するな栽培マニアがいることもありな親培マニアがいることもあり盗掘の危険が高い)のな栽培マニアがいることもあり盗掘の危険が高い)のな栽培マニアがいることもあり盗掘の危険が高い)のな栽培マニアがいることもあり盗掘の危険が高い)のなが大きな危険要因となっている。特に水草ではその生育地情報が一般に知られないに放し、不能とのような例では分布情報を公開し注意を喚起する効果がある。これにより開発計画を抑止する効果のような例では分布情報を公開し注意を喚起する効果が表情がある。これにより開発計画を抑止する効果のような例では分析である。これにより開発計画を抑止する効果のような例では大きない。

て 法律の不備-特に道立自然公園の指定植物につい

も期待できるだろう。

う観点からの法律ではないので、厳格に適用しす 管理、 ぎると一般国民の自然を享受する権利-山菜の採 法については元来自然保護あるいは種の保存とい ないのが大きな問題となっている。また3の森林 ウ、ホテイアツモリソウの三種しか指定されてい 生植物としてはレブンアツモリソウ、アツモリソ 売・譲渡を規制するものである。ただし北海道自 ので、国内希少種として指定された種の採取や販 する法律(種の保存法)」は1)と2)の中間的なも 防止ネットワーク委員会一九九九)。 いわゆる 定された文化財の保護、3)森林法による、森林の 文化財保護法や北海道文化財保護条例による、指 保全法などによる、該当地域での自然の保護、 国の自然公園法、北海道自然公園条例や自然環境 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関 絶滅危惧植物」保護に関連する法規制は、 の三つに大別される(北海道高山植物盗掘 1)

おおいに抑制されると思う。じて適切に運用していけば絶滅危惧植物の盗掘はいずれにしても、これらの法律を時と場合に応取など、との軋轢が生じる事も懸念される。

べよう。 て道立自然公園での指定「高山植物」について述ものに問題がある場合が多い。ここでは事例としものに問題がある場合が多い。ここでは事例としている「高山植物その他これに類する植物」そのところが1)の自然公園法や公園条例で指定され

たに指定された道立自然公園は七ケ所に及ぶ。 改定がおこなわれていない。昭和四十年以降、 年-今から三五年前に告示され、それ以降一度も しかしながらこの「高山植物」の指定は昭和四十 ており、学術研究のためでも許可が必要である。 が指定した「高山植物」の採取や損傷は規制され いる。道立自然公園の特別地域内においては知事 「斜里岳(昭和五五年)」の十二ヶ所が指定されて 蓮(昭和三七年)」、「北オホーツク(昭和四三年)」、 四九年)」、「天塩岳(昭和五三年)」、「富良野芦別 年)」、「野幌森林(昭和四三年)」、「朱鞠内(昭和 和四三年指定、以下同)」、「恵山(昭和三六年)」、 (昭和三十年)」、「厚岸(昭和三十年)」、「野付風 「桧山(昭和三五年)」、「狩場茂津多(昭和四七 まず表1に道立自然公園条例による指定「高山 道立自然公園としては、南から「松前矢越 m 新

れるが)。そうかと思えばハコベ属、タデ属、スであった地域の植物がそのまま残った結果と思わは考えられない(昭和四十年以前は道立自然公園でれらの種は現在の十二道立自然公園内での生育

四十年以降道立自然公園内で分布が報告された、日での信頼性を低下させている。もちろん、昭和しての信頼性を低下させている。もちろん、昭和がまで含められてしまうことは、かえって全体とが属など広く指定しすぎてしまい、どこにでもあが属など広く指定しすぎてしまい。

1) 国立・国定公園と同様に、各道立自然公園ごとの事であるので、以下に要望を列挙しておく。なお道に確認したところ今後見直しをおこなういくつかの「重要な種」もリストから漏れている。

選定する必要がある。地域によっては補足的なの研究家も含んだ検討会で指定「高山植物」をフィールドとして研究をしている研究者や地元とに指定するのが望ましい。当該地域を実際の

現地調査も必要であろう。

明記する。 一定期間(十年ほど)ごとに見直すべき事を

類以上の植物を列挙している-やはり一定期間ごないが保護が必要と考えられるものとして五十種による提言があり、指定植物として認められてい国立公園の指定植物については滝田(一九九七)国立公園の指定植物については滝田(一九九七)はより現状に即したものとなっているが、これとばより現状に即したものとなっているが、これとないが保護が必要と考えられる。

ど日高山脈襟裳国定公園の固有種が入っているが、国立公園の固有種やヒダカソウ、アポイカンバなゲシ、レブンアツモリソウなど利尻礼文サロベツクがされなかったようにも思われる。リシリヒナの明らかな誤りは著者の判断で訂正した)。原文の明らかな誤りは著者の判断で訂正した)。原文植物」(昭和四十年告示)をリストした(原文で植物」(昭和四十年告示)をリストした(原文で

に検討する必要がある。 意見もあるが、現行の条例の不備についても早急考に北海道も高山植物保護のための条例化を急ぐとの見直しが必要である。山梨県の条例などを参

縦割り行政の解消-関係行政機関の連携へ

テストケースになると思いここに紹介する。らく北海道では初めてのケースと思われ、今後のらく北海道では初めてのケースと思われ、今後の「種の保存法」により国内希少種に指定された事士の連携が求められる。レブンアツモリソウは惧植物の保護においては特に関係する行政機関同機割り行政の弊害が言われて久しいが、絶滅危

礼文町の三者が名を連ねている。オブザーバーと 前進面が見られる。 モリソウ生育地が環境庁の所管地となる、などの 群生地の盗掘監視体制の充実、新たなレブンアツ ができる場が作られたことは有意義であったし、 保護増殖に関わる関係行政機関が互いの情報交換 るのは早いが、少なくともレブンアツモリソウの 会議」ができて三年目であり具体的な成果を求め 学教官などの若干名も加わっている。まだ「連絡 礼文町教育委員会が参加し、学識経験者として大 して北海道(自然保護課)、北海道教育委員会、 庁(西北海道地区国立公園・野生生物事務所)、 関としては、 と言う)」が発足している。「連絡会議」の構成機 ソウ保護増殖事業者連絡会議(以下、「連絡会議 連携を図るため平成九年からは「レブンアツモリ 殖事業計画」が告示され、実務レベルでの連絡・ 農林水産省の連名で「レブンアツモリソウ保護増 平成八年に「種の保存法」に基づいて、環境庁 農林水産省(旭川営林支局)、

> 策定も考慮に値する。 策定も考慮に値する。 策定も考慮に値する。 策定も考慮に値する。 策定も考慮に値する。 でいる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」による指定が関係行政機 といる。「種の保存法」で

引用文献

物盗掘防止の手引き」、札幌.(編).一九九九.「市民グループによる高山植北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会

レッドリスト」.東京. 現境庁自然保護局(編). 一九九七. 「植物!

クの現状と北海道の課題.北海道の自然 三六、高橋英樹.一九九八.植物版レッドデータブッ

北方山草 一六、五二-五五.データブック中の北海道産情報不足種の現状.高橋英樹・山崎真実.一九九九.植物版レッ?

査研究グループ、札幌、現状二」、一二―二三、北海道絶滅危惧植物調現状二」、一二―二三、北海道の絶滅危惧植物の指定植物について、「北海道の絶滅危惧植物の滝田謙譲、一九九七、釧路湿原国立公園の保護

学に.生物科学 四九、六一-六七.「遺伝子から景観まで」を視野に入れた総合科鷲谷いづみ.一九九七.植物の保全生態学の今-



表1 北海道立自然公園条例による指定「高山植物」(昭和40年告示)

平仮名書きの科名はカタカナ書きに直した。また明らかな誤植と思われる和名は著者の責任で正しい 和名に訂正し、これには星印を付けた。現在とは科や属の範囲づけが違うものがあるがあるがこれは原 文のままとした。

キク科:エゾウスユキソウ、タカネウスユキソウ、エゾウサギギク、フタマタタンポポ、ミヤマアズマギク、アポイアズマギク、ミヤマコウゾリナ*、タカネニガナ、トウゲブキ、エゾコウゾリナ、アサギリソウ、サマニヨモギ、シロサマニヨモギ、トウヒレン屋

キキョウ科:ツリガネニンジン属、ホタルブクロ属

オミナエシ科:チシマキンレイカ

スイカズラ科:リネンソウ*、チシマヒョウタンボク

アカネ科:ミヤマキヌタソウ タヌキモ科:ムシトリスミレ

ハマウツボ科:オニク

ゴマノハグサ科:ハマレンゲ属、イワブクロ、シオガマギク属*、クワガタソウ属

シソ科:イブキジャコウソウ ムラサキ科:ミヤマムラサキ

リンドウ科:リンドウ属、センブリ属、ミツガシワ*、イワイチョウ

サクラソウ科:サクラソウ属、ツマトリソウ*、トチナイソウ

ツツジ科:ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ属、ミネズオウ、サラサドウダン、ツガザクラ属、シャクナゲ属、コケモモ属

イワウメ科:イワウメ、イワカガミ

ミズキ科: ゴゼンタチバナ セリ科: ミシマサイコ属 アカバナ科: アカバナ属 スミレ科: スミレ属

オトギリソウ科*: オトギリソウ属 ガンコウラン科: ガンコウラン

フウロソウ科: チシマフウロ

マメ科:リシリオウギ*、オヤマノエンドウ属

バラ科:ダイコンソウ属、ハゴロモグサ、キジムシロ属、チョウノスケソウ、シモッケ属*、オニシモッケ、ワレモコウ属、ハマナス

ユキノシタ科:ウメバチソウ、ユキノシタ属

ペンケイソウ科:ホソバイワベンケイ、ヒダカミセバヤ

モウセンゴケ科: モウセンゴケ

アプラナ科:ハタザオ属、ミヤマタネツケバナ、イヌナズナ属、ハクセンナズナ

ケシ科:コマクサ、リシリヒナゲシ

キンポウゲ科:トリカブト属、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、ヒダカソウ、ミツバオウレン、シラネアオイ、ツ クモグサ、ミヤマキンポウゲ、キンバイソウ属

スイレン科:ネムロコウホネ

ナデシコ科:カトウハコベ、タカネナデシコ、カラフトマンテマ、タカネツメクサ属*、ハコベ属

タデ科:タデ属

アカザ科:アッケシソウ カバノキ科:アポイカンバ ビャクダン科:カマヤリソウ

ヤナギ科:ヒダカミネヤナギ、エゾノタカネヤナギ、キツネヤナギ

ラン科:レブンアツモリソウ、ヒメミヤマウズラ*、フタバラン属、ハクサンチドリ、ツレサギソウ属

アヤメ科:ヒオウギアヤメ

ユリ科:ネギ属、ツバメオモト、スズラン、クロユリ、エゾゼンテイカ、クルマユリ、エゾスカシユリ、マイヅルソウ、チシマゼキショウ属、エンレイソウ属、バイケイソウ属、チシマアマナ、リシリソウ

イグサ科:ミヤマイ、スズメノヤリ属

サトイモ科:ミズバショウ

カヤツリグサ科:スゲ属、ワタスゲ属、ホタルイ属

イネ科:イチゴツナギ属、ミヤマノガリヤス、ユウバリカニツリ、リシリカニツリ

ホロムイソウ科: ホロムイソウ

アマモ科:アマモ属

スギ科:リシリビャクシン、ハイマツ、ハッコウダゴヨウ